

（午後2時30分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の3点について質問いたします。

第一に、再度となりますが、市長が従来どおり各委員会へ出席することを求める。

第二に、詐欺事件の職員に対する退職金の満額支払いについて。

第三に、生ごみ堆肥事業の展望と収支についてであります。

まず、市長が従来どおり各委員会へ出席することを求めるについて。

市長は、議会に対し、主に、①トップとしての最大公約数を求めること及び②多忙を理由に、各委員会への出席を、市長が求めた場合、各委員会が求めた場合に限ることを要請し、議会運営委員会がこれを了承したと。しかし、トップとしての最大公約数を求めるための意味が不明です。また、市長が各委員会に出席して、市当局と市民の代弁者である議員とのちょうちょうはっしのやり取りを直接肌で感じて、認識することが、何ゆえにトップとしての最大公約数を求めることと相入れないのか。また、各委員会への出席といっても、3カ月間に合計わずか6時間に過ぎない。しかも、各委員会の日程は、市長の予定にも十分配慮した上で、2カ月以上も前に決定するため、忙しいから委員会には出席しないという理由に、市民は納得するでしょうか。

さらに、市長は、委員会は本会議の予備的、下審査的な性質を有するとも説明している。

しかし、各委員会で決定されたことは、ほとんど全部本会議で可決されている。つまり、実質的には委員会ですべてが決定されているということになる。その実質的な審議の場に、議案の提案者であり最高責任者である市長が不在でよいというのでは、市長も議会も、その職責を果たせないのではなかろうか。

その上、市長は、自分は出席しなくとも職員からの報告を受ければ足りると答弁している。しかし、報告する副市長以下の幹部職員も人の子であり、自分たちに不都合なこと、つまり評価が下がったり、仕事がきつくなったりする事柄は、そのままというより、小さ目、少な目に報告する傾向があることは否定できない。また、何を外し、何を強調し、どのように報告するかは、副市長以下、報告する者の価値基準や好みによって判断されることも、避けがたい事実であります。

しかし、長く役人生活を送ってきた者と、選挙をくぐってきた政治家とでは、価値観、感性が異なる場合も少なくないのである。したがって、報告者、いわゆるお役所の価値基準というふるいにかけてきた報告と、議員の生の発言とを同列に置く市長の態度は、議員の発言を軽んずるものであり、議員軽視、議会軽視と言わざるを得ない。

換言すれば、半分目隠しをされた状態でしか、市長に議員の意見や委員会の情報が届かない状態では、市長も議会も市民に対する責任を果たせないのではないかということでもあります。

なお、県下では大半の市長も各委員会に出ていないから、木下市長も出ないとの市当局の説明は、お役所的な横並び、事なかれ主義

そのものの発想で寂しい限りであります。また、議会からの要請があれば出席するというが、なれ合いで出席不要としてしまう危険もあり、極めて不十分であります。

この問題は、橋本市議会が真に市民の代弁者として十分に機能し得るか否かの問題であり、その重要性を十分ご認識、ご理解いただきたいと思えます。

第二に、詐欺事件の職員に対する退職金の満額支払いについて伺います。

満額の退職金を支払ったと聞いているが、その額は幾らか。身内に甘いという市民の声を聞き、私もまたそう思うが、市当局はどのように考えているのか。判断を公平にしなければならないが、その具体化として、懲戒処分審査委員会の構成員に、職員だけではなく、議員や弁護士も加えることを提案します。

さらに、幾ら公平に判断しても、指針自体が民意にそぐわないものであれば妥当な結論が出ない。したがって、指針自体をも見直すべきである。例えば、①停職3カ月以上の処分をする場合には、氏名の公表を伴うとか、②給与の不正受給の場合には、免職も選択肢に入れるとか明示すべきであります。さらに、背任罪を含む背任行為については指針がありませんが、新設するよう求めます。いかがでしょうか。

第3番目は、生ごみ堆肥事業の展開と収支について伺います。

本年6月の市報によると、生ごみの堆肥化を中心とするごみの減量化により、収集車の稼働を1台分減少することができ、約1,000万円の経費削減が見込まれるとある。そこで次の点を伺います。

収集車1台の削減は、過去何年間の努力の結果ですか。今後の生ごみの堆肥化を中心とするごみの減量は、量的にまだまだ拡大する余地があるか。例えば、現在の週1回の収集

地区を、何倍にも増やせるか。生ごみの量を何分の1にするとか、そういう展望はありますか。

平成15年から19年までの、ごみ処理に要する経費の推移はどうなっているか。その間、生ごみ堆肥化に要した経費の合計額は幾らか。小峰台の菜の花や、コスモスに要した経費も、水やりに要した市職員の人件費もあわせて伺います。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番 松浦議員おただしの、常任委員会への出席を求めるについてのごことでお答えをいたします。

本件につきましては、6月定例市議会におきまして、松浦議員からご質問をお受けし、答弁を申し上げたところでございます。その答弁と何ら変わってございません。特に、常任委員長から出席の要請がございましたら、あるいは私から必要と判断したときには、委員長に申し出て出席をしてみたい、そう考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）議員のご質問については、7月に懲戒処分を行った住居手当の不適正受給の件と理解して、ご答弁申し上げます。

この件については、既にご報告させていただき、報道もされたとおり、借家を買って以後も手続を怠り、不適正に借家分の住居手当を受給していたものであり、橋本市職員の懲戒処分等に関する指針の処分標準例では減給または戒告に処するところ、管理監督職の立場でもあり、指針の量定以上に重い停職6カ月の処分としたところでございます。な

お、事件の発覚は本人からの申し出によるものであり、支給された住居手当は全額返還されています。

本件については、この種の事案としては、前例のない重い処分を課して完結したところですが、本人は責任をとって、自己都合による退職をいたしました。懲戒免職処分ではありませんので、当然、退職金は全額支給していますが、事件発覚以前に本人から勸奨退職願いが提出されていましたが、勸奨退職は適用していませんので、念のために申し添えます。

たび重なる不祥事に関し、改めて深くおわびを申し上げます。また、職員一人ひとりが襟を正し、自覚と責任を持って公務に精励するよう、厳しく指導してまいりますので、より一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

〔市民部長（岸田茂利君）登壇〕

○市民部長（岸田茂利君）生ごみ堆肥事業の展望と収支について、お答えをいたします。

現在、橋本市衛生自治会のご協力を得まして、各家庭で生ごみの減量及び堆肥化に取り組んでいます。その結果、33地区で可燃ごみ収集を週2回のところ、週1回にさせていただいたところであります。

これからの展望として、耕作地を持たれていない各家庭でも、生ごみの減量及び堆肥化に容易に取り組まれるような方法を、調査研究を重ねながら普及を図っているところです。

そのほか、堆肥化だけでなく、生ごみの水切り、廃食用油のリサイクル、生ごみの出ない料理の仕方など、生ごみの減量に努めたいと考えております。

生ごみ堆肥化対策費用は、花と緑のリサイクル事業を含め、平成12年度から平成19年度までの合計は、7,676万36円の経費となっております。ごみ処理経費全体では、平成19年度

で7億5,350万507円となり、平成12年度に対し、2億56万4,146円の減少となりました。

今後も引き続き、ごみ減量化に取り組んでまいりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）答弁ありがとうございます。1番から順番に再質問いたします。

結論はわかりました。その結論を、今、もちろん納得できないんですけども、私のお伺いした質問に答えていただけていないので、その辺、市長はこの第1回目の、前回の質問で、トップとしての最大公約数を求めることが、ということで、出席しないということの理由として挙げられましたが、これはどういう意味ですか。議事録に載ってるんです。「やはりトップとしての最大公約数を求めたいということで、答弁のとおりであります。」と。どういう理由ですか。

○議長（中上良隆君）松浦君、ちょっとまとめてくれますか。6月議会に続いて再度の質問でございますが、議長から申し上げます。本件については、松浦君がおっしゃっております議員軽視、また議会軽視であるとは考えられません。それと、本会議、委員会への市長はじめ説明員の出席につきましては、それぞれ地方自治法、委員会条例の規定に基づき、議長が出席を求めてはじめて出席できるものでございます。

また、委員会への市長の出席につきましては、議会運営委員会決定に基づき、各委員長から要請のあった場合等、必要に応じ要請することになります。本件については、議会運営上の問題であります。これ以上の議論は必要ないと考えます。

また、松浦君は議会運営委員会の委員であ

ります。議会運営委員会に提議して、この問題を取り上げていくことにしたいと思えます。

よろしゅうございますか。

○4番（松浦健次君）よろしゅうございせん。

○議長（中上良隆君）それでは、私のほうでこの問題を取り上げることはできませんので。

○4番（松浦健次君）ちょっと議長に質問させていただきます。いいですか。

この問題はそもそも、市長から議会に対して、こういう理由だから出たくない、了承してくださいということでしたね。

それはそうですね。そしたら、それは議会運営委員会としては決定して、それを了承しましたと。これはわかるんですよ。私は、橋本市民の代弁者としての市会議員です。そしたら、市長に対してそういう要請を撤回してくださいと。そうでなければ議員の意思が市長に伝わらない。

○議長（中上良隆君）いや、だからね。

○4番（松浦健次君）今までのね。

○議長（中上良隆君）松浦君に申し上げたのは、何のための議会運営委員会であるのかということです。あなたも委員でしょう。

○4番（松浦健次君）委員です。私、反対しました。そしたら、議会運営委員会で決まったことについては、議員は質問してはいけないという話ですか。

○議長（中上良隆君）だから、再度同じ質問の中で、市長の答弁が前回と同じということで、だから同じ質問をしても同じ答えしか返って来ないので、議会の運営上、私はこの質問に対して、取り上げないということで今、松浦君に。

○4番（松浦健次君）市長もそういった会議には説明すべきでしょう。自分はこういうふ

うに、こういう理由で出ないんだと。そうしたらここで、トップとしての最大公約数を求めるために私は出ないんだと、これ、どういう意味ですかと聞いてなぜ悪いんですか。

○議長（中上良隆君）暫時休憩とします。

（午後2時45分 休憩）

（午後3時25分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

なお、4番 松浦君の、市長が従来どおり委員会へ出席することを求める。の再質問に対する答弁は必要なしと認めます。

松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）議運でいろいろ話したんですけども、議長の議場整理権にゆだねるといふか、従うのが議員の義務でもありますので、従います。

二つ目の質問に移ります。まず、額について答弁もれ。これ、どうですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）答弁もれ、済みませんでした。

退職手当の額でございますけれども、支給額が2,157万3,360円となっております。これは普通退職ということでの額でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）私は、身内に甘い処分だということを市民の方々から多く耳にするんですけども、市当局としては、甘いと考えておりますか、おりませんか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この処分につきましては、先般の議会でも指針の話があったわけでございますけれども、国の、人事院の指針に基づきまして、橋本市の指針も決めてご

ざいます。第1回の答弁にもありましたように、その指針から言いましたら、戒告または減給でございますけれども、これはかなりの社会情勢の状況、社会の批判とかいろいろな、それから立場とかをいろいろ考えた結果、6カ月の停職にしたものでございます。

それで、退職金につきましても、これについては退職金、やめ得、やめ逃げというような言葉も新聞にも書いてございますけれども、そういうことのないように、退職金についても勧奨は出ていたわけでございますけれども、自己都合の普通退職ということで取り扱いをさせていただいたような状況でございます。

そういうことでございますので、要綱に沿ったもので、身内に甘いという考えは持ってございません。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長、どうですか。身内に甘いという市民の声を私、たくさん聞くんですが、市長の見解としてはどうですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）厳正に処分したところであります。

以上です。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）何ゆえにこれは詐欺罪には当たらないんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）市の指針の中でございますけれども、市の指針の2項に、公金、市の財産の取り扱い関係ということで、9項目が決めてございます。その中に、1点目、横領、それから窃盗、詐欺、紛失、盗難、6点目が市の財産破損、7点目に出火、爆発、8点目に諸給与の違法支払、不適正受給、9点目が公金の市の財産の処理の不適正ということで、8番目に言いました諸給与の違法支

払、不適正受給の項目に該当するということで処分してございます。処理してございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）詐欺罪にどうして当たらないのですかと。あのね、今のこれ、処分の指針でしょう。橋本市の指針。橋本市の指針ここにあると。刑法というの、ここにあると。この刑法の詐欺になぜ当たらないかということをお伺いしているんです。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）同じような説明になりますけれども、この公金の取り扱いの中で詐欺といいますのは、人を欺いて公金または市の財産を交付させた職員は、ということで書いてございますので、これは当たらないということで、処分については不適正受給の項目でということでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）指針というのは、市の秩序維持のための懲戒処分の指針でしょう。それに当たらないと。それはわかるんですわ。どのように判断するかは市の判断ですけども、じゃあなぜ刑法の詐欺に当たらないかと、これを聞いているんですよ。

○議長（中上良隆君）暫時休憩いたします。

（午後3時32分 休憩）

（午後3時37分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（吉田長司君）詐欺の定義でございまして、意図的、計画的なものが含まれます。ということで、今回の場合につきましても、そういうものがございまして、詐欺罪のところが項目を適用するということできません。ということで、詐欺罪とい

う解釈はしてございません。

○企画部長（吉田長司君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）何とでたらめな話や。計画的、詐欺を計画性ある、例えば、窃盗でも殺人でも何でも、計画性ある場合とない場合と両方ありますやろう。詐欺だって計画性なんて要件にないんですよ。

例えば、スーパーのレジへ行って、5,000円札出して、相手は1万円と間違っつりをたくさんくると。そのとき、わかって持ってても詐欺罪成立するんですよ。これは判例だし、学説ですよ。計画性なんて必要ないんですよ。今の場合、計画なかったどうのこうのというけども、そういう場合でも詐欺罪成立するのであれば、今回の場合だって当然詐欺になるでしょう。知らないと思ってでたらめなこと言わんといてください。

これね、私、総務委員会の傍聴していたときにも同じようなことを言ってるんですよ。詐欺罪の場合、故意であると、意図のところがかかなり重大な要件になってくると思いますし、計画性ということも重大な要件になってくようでございます。ええ加減な答弁ですね。切り抜けようと思ったってだめですよ。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）一般的に犯罪の場合でも、これが詐欺罪が成立するかしないかというのは、司法の判断の中です。そういうことで、今の極端な例、極端なという言い方は悪いですけども、お金を渡してそれを取ったということと言われましたけども、それにつきましても、本来司法で争わなければ、それが詐欺罪か詐欺罪でないかというのは、成立するものではないというふうに考えてございます。

詐欺罪議論については、私どもも司法の専門家ではございませんので、そういうことしか言われませんが、今回、詐欺罪が適用

しなかったといたしますのは、全国的な例とか調べた結果でも、詐欺罪でしたという例はございませんでした。そういうことで、この要綱につきましても、橋本市独自でございますけれども、全市町村が、自治体がよく似たような要綱で、要綱というか基準でやってございますので、橋本市だけが勝手にやっているということではございません。そういうことで判断させていただいたわけでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）さっきの私が出した例は、判例で確定しているんですよ。これだけ言うておきますわ。間違っつことでも、そないして皆がやってるからいいんだと。大した度胸ですな。間違っつことは皆やっつたって一人だっつ、正しいのは正しいでしょう。間違っつことは皆がやっつても間違いですよ。そういう当たり前のことを基本に、市政に取り組んでください。

そしたら、判断を公正にしなければならないと私は思いますけども、処分ですね。これは、その具体化として懲戒処分審査委員会、これは今、職員ばかりですよ。身内に甘い。これは甘うなりますわ。皆、顔知った人で。まあ、大目に見たろうかと。こういう実態というのをはつきり認識してください。

そこで、その懲戒処分審査会に、議員とかあるいは弁護士とかを入れて、公平性をもっと上げると。そうしたほうがいいと思うんですけども、そういう気、ありますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）審査会の中では、ほかの例もしますけども、県なり、弁護士、警察、何回も協議するケースが多々ございませ。ということで、現在のところ、外部の委員を入れるということには至ってございませ。これにつきましても、きょうの、どうするかというのはちょっと申し上げづらい状況

でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）やっぱり公平性と、身内に甘いとか、そういう構成からしても、厳正にと言われたけれども、厳正じゃないと一般には感じますわ。警察官が悪いこととして警察官が自分らで処分したら、あれはおかしいとだれだって思いますやろう。

そこ、公平に幾ら判断しても、指針自体が市民の意思にそぐわない。これは、国がどうの、いや人事院がどうのと、そんな問題じゃなくて、これ、橋本市なんです。橋本市。地方自治法で認められた橋本市。橋本市民の意思に沿った政治、できないんですか。横向いて県がどうの、国がどうのと、自分の頭で考えてやらないんですか。

だから、指針自体をやっぱり見直すべきだと。例えば、さっき申し上げたように、停職3カ月以上の処分をする場合には、氏名の公表を伴うようにするとか、給与の不正受給の場合には、免職も明確に明文として選択肢に入れるとか、さらにここには、この指針には、背任罪、これに当たる行為については何も規定がない。そんなもんもきっちりやって、見直す気持ちありますか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）指針ということで、これは未来永劫これでいくんやということでございます。これも過去に飲酒運転のことがございましたので、厳しくしたこともございます。ということで、今でしたら大阪市なんかかなり見ましたけども、この一週間ほど前から厳しい指針になってございます。

そういうことも踏まえて、前の委員会でも言いましたように、見直していくべきところは、世間の世論とかを考えた中で、見直していくところは見直していくという答弁してございますので、現在、その見直し作業をして

いるところでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これも総務委員会ですけども、今、企画部長言われたように、これは副市長の答弁として、今後、必要な見直しをすべき時期には見直していきたいというふうに思いますと答弁されておるんです。必要な見直しをすべき時期とは、いつを考えておられるんですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）さきの総務委員会でも、最終、企画部長のほうからのご答弁させていただきましたように、本日、今もご答弁させていただきましたように、今回、見直しをしていくべき時期ということで、作業中でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）だいたい、いつ頃をめどにされてるんですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）今年度中にはきちっとしたものをつくり上げてまして、また、インターネットなりへ載せていきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）きちんとした中身のものをつくっていただけるように期待しております。

続いて、3番目、生ごみ堆肥事業の展望について伺います。

きょうは答弁、木で鼻をくくったような答弁ばかりされてますので、答弁もれとか、例えば、劇的にごみの減量、あるいは1回収集すると、そういうところが何倍にも増えるかどうかという話なんです。少しずつ増えて、例えば、市長はいつも言われてるんですけど、3割ごみ減らして、1億円浮かして、それを福祉に回すと言われてるんですけども、そ

ういうふうに本当にできる可能性あるんですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）1回目の答弁で説明させていただきましたように、総事業費なんですけども、あくまでも12年度と対比して、19年度までの合計、19年度を12年度と対比しますと、先ほどご説明させていただきましたように、2億50万円あまりの減少となっております。

しかしながら、ごみの減量化対策事業としまして、12年度から19年度までの累計合計で1億8,270万円あまりを支出というか、投資をしてございます。そういった関係で、差し引きとしまして、19年度では12年度に比べまして1,784万280円の減額効果が出てきておりますので、これをさらに、先ほども申し上げましたけども、衛生自治会の協力を得まして集・減量化に取り組んでおります。地区も、今年の9月現在で、先ほども申し上げましたけども33地域に拡大されておまして、また既に、2地域が決定事項ですけども、10月から取り組んでいこうということで名乗りを上げていただいております。

そういった格好で、全市的に週1減量化を進めていただきまして、週2回可燃ごみの収集日を1日という格好で減量化していければ、大変な減額効果というんですか、出てきて、そういった分を先ほどご指摘のございましたように、そういった浮いてきたお金をほかの事業のほうへ回していけるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）6月号の市報によりますと、15年から19年でいろいろやった結果、1,000万円の削減になったと。15、16、17、18、19、5年間で1,000万円。やっとその下地ができて、1,000万円の削減ができた。5年間に

やってきたこと、これの10倍やって1億円が浮くんです。本当にできるんですか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）答弁のほうが良い違いかもわかりませんが、6月広報で載せさせていただいたのは、平成3年から堆肥化事業というのを取り組んでおまして、補助金対象等々実施を行いましたのが平成12年度から取り組んでおります。

そういう格好で、先ほども申しましたけども、週2回収集は週1回になってきた、なりつつあったという格好で、今年から、20年度からですけども、ごみ収集車を1台、稼働をとめることができた。それが概ね1,000万円の減額になった。ごみの収集車だけの話ですけども、1,000万円の効果があると。

それで、全体的には、私、先ほど言いましたように、19年度で12年度対比としまして、1,780万円あまりの減額効果が出ておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）一層の努力を期待します。それと最後に、生ごみ堆肥化に要した経費の合計額は幾らでしょうか。これ、答弁いただいてません。小峰台の花やコスモス、あるいは地づくりというんですか、花の土地をつくるための、そういうユンボでいろいろやったとか、水まき、水やり、枯れないように夏場、職員の人、頑張ってくれてましたわな。そういうのを入れて、だいたいどれぐらいの経費を要したんでしょうかね。人件費も入れてです。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）生ごみの堆肥化事業に関する事で、総額でいきますと平成12年から19年度までの合計額で、そういう人件費、アルバイト、嘱託を入れましてですけども、7,676万36円を要しております。



全体では、循環型社会という格好で、ごみの資源化、リサイクルに補助金、奨励金というのをしておりますので、それらとか、ごみのステーションを設置するという格好で、収集ボックスの設置等々、これは16年度事業から対応しているんですけども、補助率2分の1、上限10万円という格好で地域にお渡ししているんですけども、そういうのをそろそろ含めまして、12年度から19年度合計額で、先の答弁でもお話ししましたように、1億8,272万3,866円を投資しておりますけども、再々申し上げますけども、2億円あまり減額をしておりますので、差し引き1,784万円あまりの減額効果が出ているということでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）花いっぱい運動で、すごく皆さん喜んでくれてるし、人の情操、子どもあるいは大人でも、情操に与える影響、好影響というのは、はかり知れないものがあると思います。あると思いますけれども、またそれに要する費用、これも費用対効果の話を考えて、バランスのとれた施策をしていただきたい。その辺について、これ、要望です。回答いただけますか。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（岸田茂利君）おっしゃるとおり、花いっぱい運動で、皆さん積極的にご協力いただいて、その情操教育的な面もはかり知れないものが、効果が出てきつつあると思います。

しかし、こういう格好で、ごみの減量化につながっていくという啓発事業にも貢献していただいておりますので、さらに力を入れてやっていけるんじゃないか。最初はやっぱりそういうごみの減量化、先ほど申しましたように、全市的には週1回という目標で取り組んでおりますので、そう行くまでに最初の投

資というか、初期投資というのはある程度、やむを得ないものがあるのかなど。しかし、先ほど、くどいようですけども、既に19年度で減額効果が出ておりますので、これから順次、減額というのが拡大していけるように、なお、努力していきたいと考えております。

○議長（中上良隆君）これをもって、4番 松浦君の一般質問は終わりました。